

目次
contents

知らないで損をする！
生命保険と税金

個人編

意外と知られていない税金面での落とし穴

はじめに 7

知らなかったでは遅い！ 年金開始時に贈与税！ ————— **8**

気をつけよう！ この年金の形 9

【参考】「年金受給権の評価額」……税制適格要件の範囲 9

**「満期の受け取りを翌年に据え置けば、
その年には税金がかからない」って本当？** ————— **10**

満期保険金を据え置いても意味はない！ 11

【参考】総合課税される満期保険金の一時所得金額 11

**「満期直前に貸付を受けてお金を下ろすと、
満期時の税金は少なくて済む」って本当？** ————— **12**

満期保険金の手取りは少なくとも課税は別！ 13

満期直前に受取人を分割！ ————— **14**

単に税金を少なくするためだけでは問題あり！ 15

**えっ！ 配偶者控除を外さないといけない？
自分の保険なのにどうして？** ————— **16**

主婦が契約する生命保険は要注意！ 17

えっ？ どうして亡くなった人の 生命保険料控除証明書が必要なの？

18

【参考】死亡時の所得税 19

【コラム】死亡した年の住民税はどうなるか？ 19

生命保険料控除のポイントQ & A

20

他人を受取人としている保険料 20

独立している息子を受取人としている保険料 20

配当金のある生命保険の保険料 20

保険会社が立て替えている保険料 21

一括して支払った場合の保険料 21

第三分野の保険契約で生命保険料控除の対象となるのは 21

【参考】生命保険料控除の金額 22

個人年金保険料控除のポイントQ & A

24

個人年金（税制適格）に付けている特約の保険料 24

個人年金（税制適格）の契約形態と課税 24

税制適格特約を付加した契約における制限 25

【参考】個人年金保険料税制適格特約の要件 25

満期保険金のポイントQ & A

26

満期保険金と税金 26

【参考】20%源泉分離課税の対象となる保険の条件 26

死亡保険金も借金の抵当に取られるの？ それとも保険金だけは残すことができるの？

28

放棄をしても保険金だけは受取人のもの！ 29

【参考】相続の形態 29

分かったときにはもう遅い！ 30

【コラム】「相続時精算課税制度」とは？ 31

受取人以外は保険金を受け取れないのか？

32

真にやむを得ない事情があればOK 33

【参考】保険金受取人の実質判定 33

相続人以外の者が受け取った死亡保険金は「贈与税」それとも「相続税」？

34

それって不公平じゃないの？ 35

第三者（嫁など）に財産を残すなら、「生命保険がいい」って本当？

36

忘れたところに大きな問題となる！ 37

相続対策はまずここから！ 38

名義変更した契約に税金はかかる？

39

名義変更時点の課税はなし！ 40

実際の保険料負担者はだれ？

42

契約者＝保険料負担者ではない！ 43

個人と法人間の名義変更には要注意

44

個人→会社・会社→個人 45

○「個人→会社」への名義変更の場合 45

○「会社→個人」への名義変更の場合 46

退職金の課税は2種類しかない！ 47

解約時期を間違えると大損に！

48

利殖を目的とした年金保険の活用は間違っている！ 49

20%源泉分離課税か？ 一時所得か？ 50

20%源泉分離課税は確定年金が対象！ 50

○個人年金保険の課税Ⅰ〈年金〉 51

収入保障年金の課税を知っておこう！

52

【コラム】相続税・贈与税の課税対象となった生命保険契約等に基づく年金の税務取り扱いについて 54

収入保障年金の課税は？ 56

○個人年金保険の課税Ⅱ〈一時金〉 57

○個人年金保険の課税Ⅲ〈死亡〉 58

給付金と保険金とを同時受け取り！

60

一緒に受け取っても中身が違う！ 61

給付金等はだれが受け取っても非課税か？ 62

一時払終身保険の

「生命保険契約に関する権利の評価」は？

63

「生命保険契約に関する権利」も相続財産に入る！ 64

○「生命保険契約に関する権利」の評価額 64

「生命保険契約に関する権利」も、満期・解約のときは前契約者の負担分も必要経費になる？ 65

【コラム】「生命保険契約に関する権利」は「みなし相続財産」か？
あるいは「本来の相続財産」か？ 65

転換契約が満期・解約の場合

必要経費は転換後の保険料のみ？ 66

生命保険の祝い金やボーナスには課税されるのか？ 67

【コラム】個人が一時金を受け取るときの一時所得課税において必要経費に含まれる保険料の範囲について 68

満期直前に受取人を分割！ 源泉分離課税や一時所得を減らすテクニック？

S税理士はセミナーの後、同じような質問を続けて受けた。

「満期保険金にかかる一時所得の税金を少しでも減らす方法はありませんか？」

「5年満期の一時払養老保険にかかる20%の源泉分離課税を減らす方法がありますか？」

S税理士はそれぞれの話を聞いた後、こう答えた。

「どのみち満期保険金を家族のために使うのであれば、受取人を子どもや孫あるいは配偶者にして、できるだけ多くに分けなさい」

「ほかの人には贈与税がかかってくるのでは？」

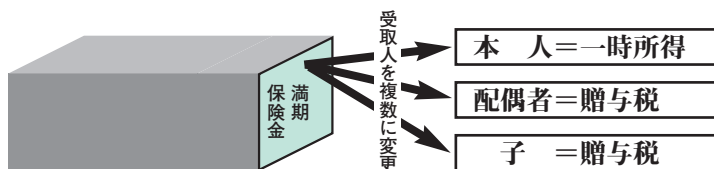
「もちろん保険料負担者以外のほかの受取人には贈与税がかかりますが、その金額を110万円の贈与税の基礎控除の範囲内に抑えるか、あるいは110万円を多少超えても贈与税率は10%ですから、そちらの方がトータルで課税が少なくなれば有利になります」

質問者たちはS税理士の回答を聞いて納得して帰っていった。

だが受取人分割によって税金を少なくすることばかりに目がいて、本当に家族に保険金の一部を贈与するのだろうか。S税理士はそこが気になった。

もしそうでなければ、単純に税金逃れの手法になってしまう。これでは税務上認められるはずがないからだ。

★受取人を
複数にする
目的は…



単に税金を少なくするためだけでは問題あり！

あくまでも保険金の一部を贈与する意思と事実が必要

★贈与事実の心証

- ①保険金を贈与する旨の贈与契約書の作成
- ②保険金振込先の通帳・印鑑の個別管理
- ③ 贈与税が課税される場合は贈与税申告書の控えの保管

例

sample

満期保険金1,000万円、支払保険料900万円

(「契約者・受取人＝夫」で一時所得課税対象の場合)

<夫がそのまま満期保険金の全額を受け取った場合>

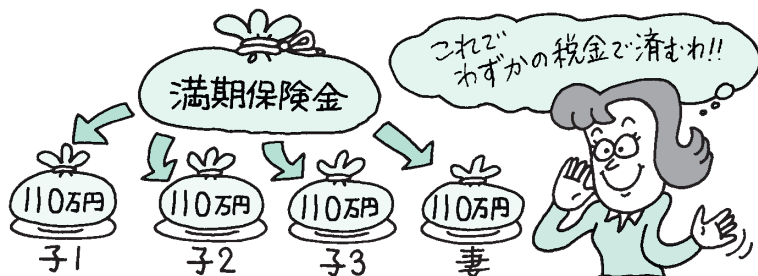
- 夫の総合課税される一時所得金額

$$\{(1,000万円 - 900万円) - 50万円\} \times 1/2 = 25万円$$

<妻と子3人に110万円ずつ贈与し、残りを夫が受け取った場合>

- 妻や子がそれぞれ受け取る110万円は贈与税の基礎控除内で課税はゼロ
- 夫の総合課税される一時所得金額 (夫の受け取り分＝560万円、夫の一時所得の計算上、必要経費は払込保険料を受取割合から按分)

$$\left\{ 560万円 - \left(900万円 \times \frac{560万円}{1,000万円} \right) - 50万円 \right\} \times 1/2 = 3万円$$



②身体の傷害もしくは疾病またはこれらを原因とする人の状態

(例) がん保険、医療保険、介護保険

③身体の傷害または疾病により就業することができなくなったこと

(例) 所得補償保険

(注) 疾病を担保しないで身体の傷害に基因して保険金が支払われる傷害保険は、損害保険料控除の対象となります。

参考

生命保険料控除の金額 (所得税法76条)

平成24年1月以後の契約では、従来的一般生命保険料控除・個人年金保険料控除に加え新たに介護医療保険料控除が創設され、各控除額の計算方法は次のとおりとなります。

●**所得税** (平成24年分以後の所得税について適用)

①各保険料控除額は以下のとおりで、適用限度額は各4万円

年間の支払保険料等	控除額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円
40,000円超 80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円
80,000円超	一律40,000円

②平成23年12月までに締結した契約については従前の制度を適用 (新制度と従前の制度の両方についての適用がある場合には各々の制度により計算された合計額)

③各保険料控除の合計適用限度額は12万円

●**住民税** (平成25年度分以後の個人住民税について適用)

①各保険料控除額は以下のとおりで、適用限度額は各2万8,000円

年間の支払保険料等	控除額
12,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円超 32,000円以下	支払保険料等×1/2+ 6,000円
32,000円超 56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円
56,000円超	一律28,000円

- ②平成23年12月までに締結した契約については従前の制度を適用（新制度と従前の制度の両方についての適用がある場合には各々の制度により計算された合計額）
- ③各保険料控除の合計適用限度額は7万円

[平成23年12月31日以前の契約の生命保険料控除]

平成23年12月31日以前の契約については、原則として以下の従来の規定（旧制度）がそのまま適用されます。なお、旧制度においては、一般生命保険料・個人年金保険料の2つとなります。

所得税

年間の支払保険料等	控除額
25,000円以下	支払保険料等の全額
25,000円超 50,000円以下	支払保険料等×1/2+12,500円
50,000円超 100,000円以下	支払保険料等×1/4+25,000円
100,000円超	一律50,000円

* 各保険料控除の合計適用限度額は10万円

住民税

(地方税法34条①五、五の二)

年間の支払保険料等	控除額
15,000円以下	支払保険料等の全額
15,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円
40,000円超 70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円
70,000円超	一律35,000円

* 各保険料控除の合計適用限度額は7万円

(注) 支払保険料等とは、その年に支払った金額から、その年に受けた剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額です。

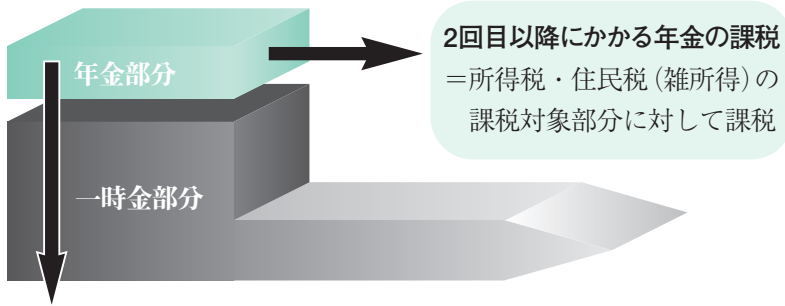
収入保障年金の課税は？

普通の保険に比べて難しい！

収入保障年金とは死亡保険金部分を年金で支払うものです。「収入保障特約」または「家族収入保障特約」といって、主契約（定期付終身保険）等に「特約」の形で付加するもののほか、単独商品としての「収入保障保険」があります。

収入保障年金が付加された保険での死亡時の課税は、一時金部分・年金部分それぞれ次のようになります。

★契約者・被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人の場合



死亡した年の課税

- ・ 死亡一時金 + 年金受給権 = 相続税の課税対象
(要件を満たせば非課税限度額の適用あり)

収入保障年金は年金部分に対する必要経費（該当する保険料部分）が少ないため、総合課税される雑所得の金額が多くなり、所得税・住民税がほかの年金タイプに比べて多く課税される傾向があります。

個人年金保険の課税Ⅱ〈一時金〉

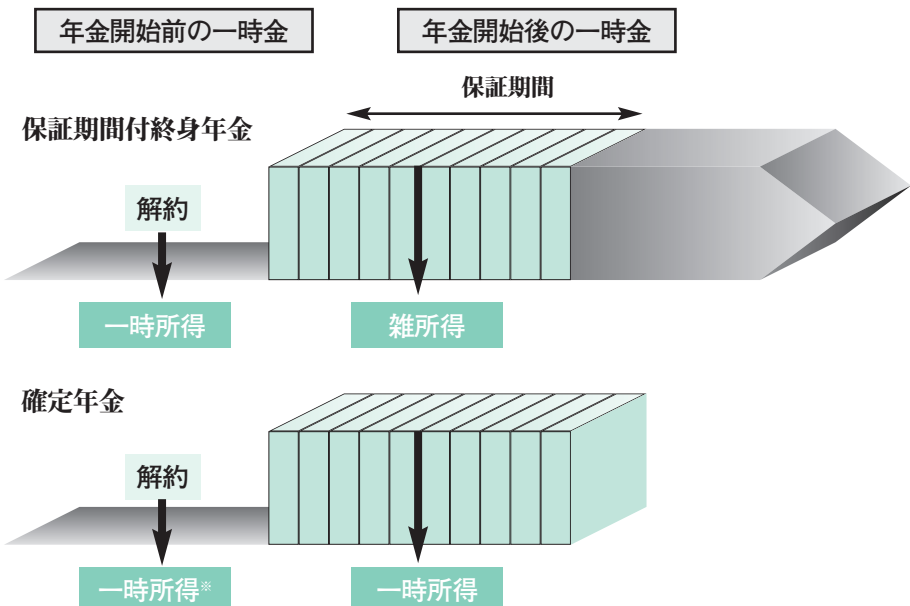
★年金を一時金で受け取ったときの課税は？

— 年金種類と受取時期によって異なる —

個人年金において毎年受け取る年金は雑所得になり、所得税・住民税が課税されます。しかし、一時金で受け取った場合は課税が異なります。

(所得税基本通達35-3)

- 年金が始まる前に一時金で受け取った場合
…… 一時所得となる
- 年金が始まった後、一時金で受け取った場合
〈保証期間付終身年金の保証期間部分を一括で受け取る場合〉
…… 雑所得となる
〈将来受け取る確定年金のすべてを一時金で受け取る場合〉
…… 一時所得となる



※契約後5年以内の解約の場合は、20%の源泉分離課税